

改正青少年インターネット環境整備法附則第4条の検討に関する方針について

令和2年12月16日

青少年インターネット環境整備推進課長会議

青少年インターネット環境整備推進課長会議においては、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（令和2年12月10日）を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第13条から第16条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方について検討を行った。その上で、次の方針について決定する。

○ 方針

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）（平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定）の取組（第3 フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等）を更に推進する。
- ・ 上記報告書において今後の課題として掲げられた「青少年に対する情報教育の今後の在り方について」及び「青少年のインターネット安全利用について（①SNSに起因する青少年の性被害等の防止、②インターネット利用時間の長時間化に対する対応）」については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）にその趣旨を反映させるよう、引き続き検討を進める。